回　覧　平成２７年４月１５日（三股町）　代表 ☎５２－１１１１

・	・	・	・		・	・	・	・	・
・	・	・	・		・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分　類】【No.】【内　　容】

①募　集
　１　◆「みまたモノづくりフェア２０１５」参加者のための民泊受け入れ家庭を募集します
　　　◆「鹿児島県沖永良部島研修」「オーストラリア ホームステイ研修」派遣団員を募集します

②催　し
　２　◆「第９４回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

③講座・教室
　　　◆「点訳ボランティア」「音訳ボランティア」養成講座受講生を募集します

④お知らせ
　３　◆三股町役場の各部署への直通電話番号ができました
　４　◆防災行政無線「自動応答装置」をご活用ください
　　　◆三股町防災ポータルサイトをご活用ください
　５　◆平成２７年度「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します
　　　◆平成２７年度 軽自動車税の身体障害者などに対する減免申請を受け付けます
　７　◆軽自動車税の税率が変わります
　８　◆住宅リフォーム経費の一部を助成します
　９　◆平成２７年度「狂犬病予防集合注射」を実施します
　１０　◆大切な水を守るため、生活排水の適正な処理をお願いします
　　　◆平成２７年度から合併処理浄化槽の補助制度が変わります
　　　◆平成２７年度 家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します
　１１　◆感電事故防止に努めましょう
　１２　◆４月分から町税などの口座振替において再振替を実施します
　　　◆２０歳までの日本脳炎の定期予防接種はお済みでしょうか

⑤保健と福祉（子ども）
　１３　◆町内在住小学生の入院に係る費用を４月から町が助成します

【分　類】【No.】【内　　容】

⑥保健と福祉（一般）
　１４　◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

⑦保健と福祉（高齢者）
　　　◆コンビニエンスストアで後期高齢者医療保険料を納付できるようになりました
　１５　◆「介護保険福祉用具購入費」と「住宅改修費」の受領委任払いが可能になりました

⑧農林畜産業関連
　　　◆「２０１５年　春の農作業安全確認運動」を実施します
　１６　◆農業者の皆さんへ　堆肥散布後の早めの耕運をしましょう
　　　◆町民（消費者）の皆さんへ環境保全型農業へのご理解をお願いします
　　　◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています
　　　◆５月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
　１７　◆畜産農家の皆さんへ 毎月１０日・２０日・３０日は「町内一斉消毒の日」です

⑨相　談
　　　◆憲法週間行事を実施します
　１８　◆三股町福祉・消費生活相談センター内に「女性相談所」ができました
　　　◆「法律相談」（無料）を実施します
　　　◆ 行政相談委員をご存じですか
　　　◆「行政相談」を実施します
　１９　◆「人権相談」を実施します
　　　◆「ふれあい福祉相談」を実施します

① 募　集

◆「みまたモノづくりフェア２０１５」参加者のための民泊受け入れ家庭を募集します

昨年に引き続き、九州各地から種々の工芸品を集めた展示販売会である「みまたモノづくりフェア２０１５～つくりびとのカタチ～」を、６月１９日（金）～２１日（日）の３日間で実施します。また今回は６月１８日（木）に工芸家によるワークショップの開催も予定しております。

そこで、遠方から出店される工芸家の皆さんを、受け入れることが可能なご家庭を募集します。

募集要件	・町内在住の人。 ・工芸家との交流に興味のある人。 ・工芸家を家族のように迎えていただける人。 ・６月１８日（木）、１９日（金）、２０日（土）、２１日（日）期間中、もしくはいずれかの日で宿泊受け入れが可能なご家庭。
受入要件	・受け入れの料金設定については、受け入れる各家庭で決めることができます（1泊：大人１人、素泊まり 1,000 円程度を基本とします）。 ・素泊まりのみでの受け入れも可能です。 ・食事付き、トイレ・シャワー付きなど、追加設定については受け入れる各家庭で決めることができます。 ・女性限定、人数制限など受け入れ条件を付けることができます。
募集期間	５月１５日（金）午後５時まで（土、日、祝日を除く）

◎詳しくは、お問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、
みまたモノづくりフェア実行委員会事務局（町産業振興課　商工観光係内）（☎５２－９０８４）にお願いします。

◆「鹿児島県沖永良部島研修」「オーストラリア ホームステイ研修」派遣団員を募集します

	鹿児島県 沖永良部島研修	オーストラリア ホームステイ研修
派　遣　先	鹿児島県　沖永良部島	オーストラリア クインズランド州　ブリスベン
派遣期間	７月２９日（水） ～８月３日（月）【予定】 （夏休み期間中の５泊６日）	８月１日（土） ～１０日（月）【予定】 （夏休み期間中の９泊１０日）
	■正式に決定次第、中央公民館・町体育館などに募集ポスターを掲示します。	
活動内容	文化学習、体験学習、自然体験、視察、交流など	ホームステイ、現地学校での英語研修、交流活動および事後報告会など
参加資格	町内各小学校の６年生	町内に住所がある中学生
募集人員	３０人（抽選により決定）	選考の上決定（６人程度）
参　加　費	１人当たり３万３千円程度	１人当たり１２万円程度 ☆パスポート発行手数料、ビザ申請手数料、旅行障害保険料、疾病・事故による治療費、入院費、小遣い、キャリーバッグ、携行品などの個人的経費は別途個人負担になります。
申込期間	４月３０日（木）まで	５月１日（金）まで
そ　の　他	※日程など、諸事情により計画を変更する場合があります。	

※ お問い合わせは、
☆沖永良部島研修・・・・町教委 教育課 生涯学習係（中央公民館内）（☎：５２－９３１１）
☆オーストラリア研修・・町教委 教育課 学校教育係（☎：５２－９３１４）にお願いします。

② 催 し

◆「第９４回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	**４月２６日（日）　【毎月第４日曜日開催】** **※雨天でも実施します（荒天中止）** 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	**午前８時～１０時３０分ごろ**
場 所	**町物産館「よかもんや」前駐車場** **（ＪＲ三股駅東隣）**

町内農家が愛情たっぷり注いで栽培した新鮮な野菜をはじめ、果物や海産物、工芸品、また大人気の猪汁（ししじる）や焼きそばなど、朝市でしか買えない限定商品が販売されます。

さらには、来場されたお客様へのサービスとして、「朝市で使用できる商品券」がもらえるポイントカードや、出店者より提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行っています。

毎月第４日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか。皆さまのお越しを心よりお待ちしております。

●「空くじなしのガチャガチャイベント」を開催します。
1回　１００円でガチャガチャにチャレンジ、素敵な景品が当たるかも。
（お１人様１回限り・数量限定）　詳細はチラシにてご確認ください。

●お楽しみ抽選会は午前１０時ごろより開催します
お買物してもらえるポイント引換券を持ってポイント引換所へお越しください。
そこで、抽選券をもらうことができます。
抽選券は１人につき１枚までです。
※雨の場合、抽選を行わない場合があります。ご了承ください。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します
お買物してもらえるポイント引換券を持ってポイント引換所へお越しください。
引換券１枚で１ポイントもらえます。２０ポイントためると５００円分の商品券(朝市で使える商品券です)と交換します。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者（出店料５００円）も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は三股町物産館よかもんやへ

■主催　みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、三股町物産館よかもんや
（☎：５２－３１３１）にお願いします。

③ 講座・教室

◆「点訳ボランティア」「音訳ボランティア」養成講座受講生を募集します

視覚障害者に提供する点字図書、録音図書を製作するためのボランティア養成講座です。

対象者	１８歳以上で、講座終了後にボランティア活動のできる人 （点訳ボランティア活動には、パソコンが必要となります）	
定員	点訳・音訳　各１０人	
日時	５月１３日(水)～平成２８年３月２日(水)	
	点　訳	音　訳
	毎月　第2・第4水曜日	毎週　水曜日(第3水曜日を除く)
	午前９時３０分～１１時３０分	午後１時３０分～３時３０分
	全２２回	全２４回
	詳しい開催日についてはお問い合わせください。	
場所	都城市総合福祉センター(都城市松元町 4－17)	
受講料	無料(教材費として点訳 1,200 円、音訳 1,000 円程度必要です)	
申込受付期間	５月８日(金)まで	

※お問い合わせ・お申し込みは、都城市点字図書館
都城市松元町 4－17
（☎：２６－１９４８）にお願いします。

◆ 三股町役場の各部署への直通電話番号ができました

このたび、町役場の各部署（係）への直通電話番号ができました。この番号に電話をかけると、担当の係に直接つながりますのでぜひご利用ください。担当の係が不明の場合は、これまで通り、代表電話（☎５２－１１１１）をご利用ください。

課　名	係　名	電話番号
三股町役場　代表電話番号		５２－１１１１
総務課	危機管理係	５２－１１１０
	行政係	５２－１１１２
	職員係	５２－１１１３
企画政策課	地域政策係	５２－１１１４
町民保健課	戸籍住民係	５２－９６３０
	国保年金係	５２－９６３１
	国保年金係（後期高齢者医療）	５２－９６３２
会計課	会計係	５２－９６３３
税務財政課	特別収納対策係	５２－９６３４
	納税管理係	５２－９６３５
	資産税係	５２－９６３６
	財政係	５２－９６３７
	住民税係	５２－９６３８
福祉課	児童福祉係	５２－９０６０
	社会福祉係	５２－９０６１
	介護高齢者係	５２－９０６２
	介護高齢者係（包括）	５２－９０６３
	介護高齢者係（介護認定）	５２－９０６４
	包括支援センター	５２－８６３４
都市整備課	建築係（建築確認）	５２－９０６５
	建築係（町営住宅）	５２－９０６６
	施設管理係	５２—９０６７
	都市整備係	５２－９０６８
環境水道課	上水道係（工務）	５２－９０８０
	上水道係（総務）	５２－９０８１
	環境保全係	５２－９０８２
	下水道係	５２－９０８３
産業振興課	商工観光係	５２－９０８４
	農業振興係	５２－９０８６
	農政係	５２－９０８７
	畜産係	５２－９０８８
	農林整備係	５２－９０８９
議会事務局	議会事務局	５２－９３１０
教育委員会 教育課	生涯学習係	５２－９３１１
	スポーツ振興係	５２－９３１２
	スポーツ振興係（施設貸し出し）	５２－９３１３
	学校教育係	５２－９３１４
	適応指導教室	５２－９３１５

※お問い合わせは、
- 総務課　行政係（☎：５２－１１１２）
- 代表電話　　　（☎：５２－１１１１）にお願いします。

◆ 防災行政無線「自動応答装置」をご活用ください

町では、平成２５～２６年の２カ年で防災行政無線のデジタル化更新を行いました。
更新に合わせて、町民の皆さんが防災情報を取得するための新たな防災情報システムを構築しました。平常時からご確認の上、台風接近などの防災情報確認にご活用ください。

各地区に設置している広報塔からの放送について、放送内容を電話で確認できる「自動応答装置」を設置しました。
「放送内容がよく聞き取れなかった」「放送が聞こえなかった」などの場合、次の操作で電話確認できますのでご活用ください。

操作手順

① 電話の受話器を上げ、自動応答サービスの電話番号へ発信します。

■自動応答サービス電話番号＝
（☎：０９８６－５１－１４１７、０９８６－５１－１４１８）

発信後、電話から件数案内・操作説明のメッセージが流れます。
「現在、保存されている放送内容は〇〇件あります。お聴きの途中で「＃」（シャープ）をプッシュすると次の放送内容が、「＊」（アスタリスク）をプッシュすると前の放送内容がお聴きになれます」
放送は、新しい内容から流れます。
「〇〇時〇〇分の放送内容です。
『♪ピン・ポン・パン・ポン　こちらは、防災〇〇です。……』」

②一度聴いた情報を再度聴くためのメッセージが流れます。
「この情報を再度お聴きになりたい方は「１」を、もう一度操作説明をお聴きになりたい方は「０」を、終了する方は「９」をプッシュしてください」
途中で、聴くのをやめたい人は通話を終了しても結構です。

③放送内容無しのメッセージ
自動応答装置では、電話をかけた時刻から２４時間前までの放送を聴くことができます。
録音内容がない場合は、次のメッセージが流れます。
「現在保存されている放送内容はありません」

◆ 三股町防災ポータルサイトをご活用ください

町の防災情報については、これまで町公式サイトの「防災・緊急情報」で提供していましたが、このたび、防災情報専用の「三股町防災ポータルサイト」（URL http://mimata-saigai.jp/）を開設しました。
「三股町防災ポータルサイト」では、町公式サイトの内容に加えて、避難所や災害危険箇所などを地図および航空写真で確認できるほか、雨量情報については国、県の情報のほか、町が独自に設置した雨量計により、轟木・寺柱・勝岡地区の雨量情報を知ることができます。
またスマートフォンなどで撮影した災害現場などの写真を送信することで、画像による災害状況の把握、情報収集に役立つほか、このサイトの災害マップにより確認することができます。

※雨量計
国または県が設置している雨量計の情報は、「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」（URL http://kasen.pref.miyazaki.jp/）によりご覧になれます。
本町内には、町役場と椎八重公園に設置されています。

※お問い合わせは、総務課　危機管理係（２階 ⑧番窓口）
（☎：５２－１１１０）にお願いします。

◆ 平成２７年度「みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業補助金」対象事業を募集します

町では、「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指し、町民と協力して地域の特性に応じた創造性豊かで多様性にとんだ地域の活性化を推進することを目的として、地域づくりを目指す団体に補助金の交付を行います。
※補助金交付には、審査会において事業の認定を受ける必要があります。

項目	内容
目　　的	住民と行政が協働で町を支えていくための施策を模索する機会として、特色ある地域づくりを行おうとする団体にその活動のきっかけづくりを支援するものです。
補助団体	地域または集落、みまたんえき周辺で活動を行う団体(町内全体が活動地区でも可)。ただし、町のほかの事業補助を受けて実施している団体は申請できません。
補助期間	活動のきっかけづくりの支援ですので助成期間は、原則１年間(事業年度の３月３１日まで）となります。ただし、特に審査会で認められたものは最高３年まで延長されます。
補助金額	補助金額については、事業内容を審査会で審査して決定します。 ■限度額　２０万円 なお、延長の認められた事業の場合は、次年度以降補助額が減額されます。
募集期間	５月２９日（金）まで

予算額に限りがあるため、事業の採択・補助金額の決定は予算の範囲内で審査会において決定しますが、広く町民の提供する地域づくり活動を支援したいと考えておりますので、たくさんの応募をお待ちしています。なお、詳しい内容は、町公式サイトをご覧になるか、お問い合わせください。

※お問い合わせは、
・企画政策課 地域政策係（☎：５２―１１１４）にお願いします。
・町公式サイト　http://www.town.mimata.lg.jp/

◆ 平成２７年度　軽自動車税の身体障害者などに対する減免申請を受け付けます

４月１日現在、軽自動車税の納税義務者で、軽自動車税の身体障害者などの減免を希望する人は次の通り申請手続きをお願いします。

項目	内容
受付期限	５月２５日（月）まで（ただし、土・日・祝日を除く） ＊受付期日を過ぎると受け付けできません。ご注意ください。
必要なもの	① 障害を証明するもの（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など） ②運転免許証 ③車検証 ④印かん（認め印可） ※家族が運転する場合、各種証明書が必要となる場合があります。
該当する人	障害の内容や等級により異なります。 次ページの**「身体障害者など減免適用範囲表」**でご確認ください。
その他	①普通自動車税でも同様の制度があります。 （手続き先：都城県税・総務事務所　☎　２３－４５１６） ※普通自動車と軽自動車と両方該当する場合はどちらか一方（１台）に限られます。 ②１度受け付けた減免申請は、納期〈６月１日（月)〉以降、取り消しできません。

※お問い合わせは、税務財政課　住民税係（１階　⑤番窓口）
（☎：５２―９６３８）にお願いします。

【身体障害者など減免適用範囲表】

<table>
<tr><th colspan="3">手帳の種類・障害区分</th><th>本　人　運　転</th><th>生計同一者または
常時介護者運転</th></tr>
<tr><td rowspan="13">身体障害者手帳</td><td colspan="2">視覚障害</td><td colspan="2">１級～３級・４級の１</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td colspan="2">２級・３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td colspan="2">３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能障害</td><td>３級（咽頭摘出手術を受けた人に限る）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢不自由（上肢機能障害）</td><td colspan="2">１級、２級の１・２級の２（両上肢に障害があり、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第１種と記載のある人に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢不自由（下肢機能障害）</td><td>１級～６級</td><td>１級、２級・３級の１</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹不自由（体幹機能障害）</td><td>１級～３級・５級</td><td>１級～３級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td colspan="2">１級・２級（両上肢に障害がある人に限る）</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>１級～６級</td><td>１級～３級（３級のうち一下肢のみの運動機能障害を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓・じん臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害</td><td colspan="2">１級・３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫機能障害
肝臓機能障害</td><td colspan="2">１級～３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">併合障害</td><td>１級～４級</td><td>１級～３級</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">手帳の種類・障害区分</th><th>本　人　運　転</th><th>生計同一者または
常時介護者運転</th></tr>
<tr><td rowspan="6">戦傷病者手帳</td><td>視覚障害・聴覚障害
平衡機能障害</td><td colspan="2">特別項症～第４項症</td></tr>
<tr><td>音声機能障害</td><td>特別項症～第２項症（咽頭摘出手術を受けた人に限る）</td><td></td></tr>
<tr><td>上肢不自由（上肢機能障害）</td><td colspan="2">特別項症～第３項症</td></tr>
<tr><td>下肢不自由（下肢機能障害）</td><td rowspan="2">特別項症～第６項症・第１款症～第３款症</td><td>特別項症～第３項症</td></tr>
<tr><td>体幹不自由（体幹機能障害）</td><td>特別項症～第４項症</td></tr>
<tr><td>心臓・じん臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害</td><td colspan="2">特別項症～第３項症</td></tr>
<tr><td colspan="2">療　育　手　帳</td><td>総合判定　Ａ</td><td>総合判定　Ａ
（ただし、特別支援学校への通学に使用する人については、Ｂ１・Ｂ２を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳</td><td colspan="2">障害等級　１級</td></tr>
</table>

【自動車の運転者と所有者の関係など】

<table>
<tr><th>運転者</th><th colspan="2">身体障害者などの状況</th><th>所有者（取得者）</th><th colspan="2">使用目的</th></tr>
<tr><td>身体障害者など本人</td><td colspan="2"></td><td>身体障害者など本人</td><td colspan="2">目的は問わない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">身体障害者などと生計を一にする人</td><td rowspan="2">下記以外の人</td><td>身体障害者などが１８歳以上</td><td>身体障害者など本人</td><td rowspan="3">もっぱら</td><td rowspan="4">身体障害者などの
１ 通院
２ 通学
３ 通所
４ 生業
など</td></tr>
<tr><td>身体障害者などが１８歳未満</td><td rowspan="2">身体障害者などと生計を一にする人</td></tr>
<tr><td colspan="2">減免対象となる障害の級等の療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</td></tr>
<tr><td>身体障害者などのみで構成される世帯に属する身体障害者などを常時介護する人</td><td colspan="2"></td><td>身体障害者など本人</td><td>日常的に</td></tr>
</table>

◆ 軽自動車税の税率が変わります

平成２６～２７年度の税制改正により、軽自動車税の税率が次の通り変更されます。

■平成２７年度（本年度）分から変更される税額

平成２７年度分から、三輪以上の軽自動車について次のように税額が変更されます。

車　両　の　種　類			税率(年額)		登録などの申告(手続き)先
			平成27年3月31日以前の新車登録車両	平成27年4月1日以後の新車登録車両	
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	軽自動車検査協会 宮崎事務所 ☎050-3816-1760
	4輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	
		自家用	7,200円	1万800円	
	4輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	
		自家用	4,000円	5,000円	

■平成２８年度（来年度）分から変更される税額

１．二輪車、小型特殊自動車

平成２８年度分から次のように税率が引き上げられます。

車両の種類		税額(年額)		登録などの申告(手続き)先
		平成27年度	**平成28年度から**	
原付	50cc以下	1,000円	2,000円	三股町 税務財政課 住民税係 ☎(0986)52-9638
	50ccを超え90cc以下	1,200円	2,000円	
	90ccを超え125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	
軽2輪(250cc以下のもの)		2,400円	3,600円	全軽自協宮崎事務所 ☎(0985)51-3070
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)		4,000円	6,000円	宮崎運輸支局 ☎050-5540-2088

２．三輪以上の軽自動車

① 経年車への重課が適用されます

グリーン化を勧める観点から、最初の新規検査から１３年を経過した三輪以上の軽自動車については、平成２８年度から約２０％の「重課」（税が高くなること）となります。

車両の種類			税額(年額)		
			平成27年3月31日以前の新車登録車両	平成27年4月1日以後の新車登録車両	重課 ※新車登録後13年超 (平成28年度以降)
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	4,600円
	4輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	4輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

②グリーン化特例（軽課）が適用されます

平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までに、最初の新規検査を受けた軽四輪などで、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成２８年度分の軽自動車税の税率が次のように軽減されます。

対象車		内容
電気自動車 天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNox〈ノックス〉10%低減)(注1)		おおむね75%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪:2,700円
ガソリン車・ハイブリッド車(注2)	・乗用車 平成32年度燃費基準＋20%達成	おおむね50%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪:5,400円
	・貨物車 平成27年度燃費基準＋35%達成	
	・乗用車 平成32年度燃費基準達成	おおむね25%軽減 (例)乗用自家用の軽四輪:8,100円
	・貨物車 平成27年度燃費基準＋15%達成	

＊（注意１）「ポスト新長期規制」は、ディーゼル車などにおいて、平成２１年以降に適用される排出ガス規制です。

＊（注意２）ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成１７年排出ガス基準が適用されます。

※お問い合わせは、税務財政課　住民税係（☎：５２－９６３８）にお願いします。

◆ 住宅リフォーム経費の一部を助成します

■住宅リフォーム助成事業とは＝

町民が居住している住宅等の増改築工事を町内の施工業者に発注される場合において、その経費の一部を補助することにより生活環境の向上と町内産業の活性化を図るものです。

事業年度は平成23～27年度の5年間、同27年度予算額は500万円です。

※予算がなくなり次第、事業終了となります。ご注意ください。

対象となる工事	持ち家で自分が居住している住宅。**工事経費が20万円以上**で、①～③の工事。**ただし、申込時点で着手している工事及び申請手続き中に着手するものは対象外**となります（事前審査申請書を提出し、審査を受ける必要があります）。 ①住宅の修繕、補修、改築および増築のための工事 ②壁紙の張替え、屋根、外壁の塗り替えなど住宅の模様替えのための工事 ③前各号に掲げるもののほか、町長が特に認める改修工事
助成金額	補助対象工事費の**15%**で**10万円を上限に補助**します。
その他	・工事には町内に主たる事業所などの住所を２年以上有し、継続して事業を実施している業者を利用してください。 ※**施工業者は登録制**になりますので、利用予定の施工業者の確認をお願いします。 ・町の他の補助事業及び類似する保険給付などと重複して受けることはできません。
申込期間	平成２８年１月２９日（金）まで随時受け付けます。 （土、日、祝日を除きます） ※予算がなくなり次第、受け付け終了となります。
申込方法	所定の様式に記入して、**着工１カ月前**までに担当窓口に提出ください。※郵送は不可。
書類の配布場所	三股町 都市整備課 建築係（２階　⑨番窓口） ※町の公式サイトからもダウンロードできます。

注意事項

①追加工事について

三股町住宅リフォーム事前審査申請書を提出し、工事着手した後に追加工事が発生した場合については、すぐに担当者へご連絡の上、担当者の指示に従ってください。

②工事完了時期について

平成２８年２月２９日（月）までに工事を完了させてください。

※ご注意ください！

住宅リフォーム助成事業は、全国的に各自治体で取り組んでいる事業ですが、他の地域において、最近、事業申請者と施工業者間においてのトラブルなどが多発しています。

申請者と施工業者、互いに疑問点のないよう、打ち合わせを十分に行い、納得できてから事業申請や追加申請をするようお願いします。

見積もりは数社から取ることをお勧めします。

※お問い合わせは、

都市整備課　建築係（☎：５２－９０６６）にお願いします。

町公式サイトアドレス　http://www.town.mimata.lg.jp/

◆ 平成２７年度「狂犬病予防集合注射」を実施します

狂犬病予防集合注射・犬登録を、次の日程で実施します。

犬の所有者は**犬の登録と毎年１回の狂犬病予防注射が義務付けられています。**

☆ 町が行う集合注射は「年１回」の実施となります。

☆ 当日都合のつかない人は、他の地区や動物病院で受けてください。

○ 対象となる犬

●生後3か月以上の犬

●今年になって、狂犬病予防注射を受けていない犬

※予防注射は年に1回だけです。

○ 登　録　料・・・１頭当たり　**３，０００円（生涯１回）**

○ 注　射　料・・・１頭当たり　**３，０００円（年１回）**

（狂犬病予防注射料　2，450円　注射済票交付手数料　550円）

＊ 釣り銭のいらないよう準備してきてください。

＊ **犬を抑制できる人が連れてきてください。**

＊ 興奮して注射が困難な犬は、動物病院での接種をお勧めします。

※狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。
料金は同じく３，０００円です。

☆　飼い主の皆さんへのお願い　☆

動物の習性を正しく理解し、最後まで責任を持って世話をしましょう。また、鳴き声などで近隣に迷惑を掛けないようにしましょう。

日程		時　　間	場　　所	対象地区
5/13（水）	午前	9時　～　9時40分	蓼池児童館	蓼池
		10時　～　10時40分	第６地区分館	勝岡・三原
		11時　～　11時30分	前目研修館	前目
	午後	1時30分～　2時	第４地区分館	梶山
		2時20分～　2時40分	田上集落センター	田上
		3時　～　3時20分	餅原営農研修館	餅原
5/14（木）	午前	9時　～　10時	第７地区分館	上新・下新
		10時20分～　11時	今市児童館	今市・中原 花見原
	午後	1時30分～　2時10分	第８地区分館	東原・稗田
		2時30分～　3時30分	第９地区分館	植木
5/15（金）	午前	9時　～　9時20分	大野集落センター	大野 大八重
		9時40分～　10時	第５地区分館	仮屋 内ノ木場
		10時20分～　10時40分	轟木精米所	轟木
		11時　～　11時40分	第２地区分館	上米・中米
	午後	1時30分～　2時	第３地区分館	３地区全域
		2時20分～　2時40分	楟田営農集落館	楟田・谷
		3時　～　4時	町体育館	山王原・仲町

※お問い合わせは、環境水道課　環境保全係（２階　⑩番窓口）

・環境保全係（☎：５２－９０８２）にお願いします。

◆ 大切な水を守るため、生活排水の適正な処理をお願いします

「水はみんなの大切な財産です」

大淀川の水質は、平成３年に**九州一級河川（２０河川）のランキングで最下位**でした。そこで、平成５年に当時の流域 16 自治体（現在は４市４町の８自治体）で河川浄化を目的に「大淀川サミット実行委員会」を結成し、首長会談や啓発活動などを行ってきました。

また三股町では、「クリーンアップみまた」の開催や河川パトロールを定期的に実施するほか、生活排水処理対策として、地域別に農業集落排水事業、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業などに取り組んでいます。

本町の清流を取り戻し、後世に引き継ぐために皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「河川を汚す原因の一つとして、家庭からの生活排水（浴槽、台所、洗面所などの排水）が適正に処理されていない」ことがあります。

生活排水を適正に処理する方法として、町では「**公共下水道**」「**農業集落排水**」「**合併処理浄化槽**」の三つを推進しており、住宅などを新築する場合は、必ずいずれかの方法で処理することが建築基準法第 31 条で定められています。なお既存の住宅などで「くみ取り」や「単独処理浄化槽」を使用されている方々にも、趣旨を御理解いただきながら、町で推進しているいずれかの方法への切替をお願いしています。

●合併処理浄化槽の維持管理に努めましょう

浄化槽は、デリケートな微生物の働きを利用して汚物を取り除いていますので、使い方が良くないと、汚物がそのまま流れたり、悪臭がしたりと、機能が十分に働きません。微生物が活動しやすい環境を保つため、日頃の維持管理が大変重要です。

そのため、管理者には浄化槽法で、浄化槽の **①保守点検、②清掃、③法定検査**を受ける義務などを課し、この法律に違反した場合は、罰則なども設けられています。

◎ 保守点検・清掃

浄化槽が正常な機能を発揮するには、浄化槽の健康管理にあたる保守点検・清掃が必要です。この保守点検・清掃は専門的知識・技術を持った業者に委託して実施してください。

宮崎県の許可を受け三股町を営業区域とする保守点検業者は 20 社以上あります。また、清掃業者は、町指定業者１社となっています。詳細は、**町環境水道課環境保全係**までお問い合わせください

（☎：５２－９０８２）

◎ 法定検査

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるかを確認するために不可欠な検査です。必ず受検するようにしてください。

詳細は**(公財)宮崎県環境科学協会**までお問い合わせください。

（☎：０９８５－５１－４３３１）

◆ 平成２７年度から合併処理浄化槽の補助制度が変わります

限られた財源を多くの皆さんへ活用していただくために、平成２７年度より**新築住宅に設置する合併処理浄化槽に対する補助制度を廃止します。**

●補助金額

人槽区分	【新築の場合】	【くみ取り式トイレまたは 単独処理浄化槽からの改築の場合】
５人槽	廃止 （全額自己負担）	３３万２千円
６～７人槽		４１万４千円
８～１０人槽		５４万８千円
１１～２０人槽		

平成 26 年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する者の内、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は上記金額に**上乗せして撤去に係る費用を補助（ただし上限９万円）する制度**を設けています。詳しくはお問い合わせください。

●補助を受けるためには

合併処理浄化槽の**設置工事を始める前に必ず、補助金申請をして、補助金交付決定通知を受けてください。**交付決定前に工事を始めますと補助金の交付が受けられなくなります。

なお補助金には限りがありますので予算に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

●補助の対象

居住の用に供する建物（併用住宅の場合は、延べ床面積の２分の１以上を居住用であること）で、既設のくみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を図る人。ただし、寄宿舎、別荘は除きます。

●補助の要件

- 公共下水道および農業集落排水処理区域外であること。
- 申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
- 県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していることなど。

※お問い合わせは、環境水道課　環境保全係（２階 ⑩番窓口）
（☎：５２－９０８２）にお願いします。

◆ 平成２７年度 家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します

「家庭用電動生ごみ処理機」とは？

家庭から出た生ごみを減量化・堆肥化できる機械です。

- 「乾燥式」…高温の温風などにより生ごみを乾燥処理して堆肥化する機械。
- 「バイオ式」…微生物に生ごみを分解させ堆肥化する機械。

生ごみの量が減り、処理後は臭いもなくなり肥料として活用できます。

【補助対象（下記の要件にすべて該当する人）**】**

（1）　町内に住所があり、引き続き居住する人　※法人を除く

（2）　家庭で使用するために、三股町内および都城市内の販売店から購入する人

※既に購入済みのものは対象外

（3）　本人または同一世帯に属する他の者が、電動生ごみ処理機購入費補助金を過去に一度も受けたことがない人

※1世帯で2台以上購入しても補助対象となるのは1台のみです。

（4）　町税の滞納のない人

（5）　処理機の使用状況などに関する調査に協力できる人

（6）　補助金の申請日から平成28年3月31日（木）までに購入したもの

【補助金額】

本体購入金額の半額（100円未満は切り捨て）。ただし、3万円が上限です

※補助対象となるのは処理機本体の購入費（税込み）のみです。

取り付け費用・付属品代・配達料などは対象となりません。

【受付期間】

平成28年2月29日（月）まで

※予定件数に達し次第、終了となります。ご了承ください。

【補助金交付の流れ】※申請・請求に必要な書類は町公式サイトからダウンロードできます。

■申　請＝

〈申請時に必要な書類〉

	必要書類	備　　考
1	補助金交付申請書	「補助金申請者」と「処理機の購入者」は同一人
2	（補助金申請者の）滞納のない証明書	町役場1階⑤番窓口　税務財政課で発行（手数料300円）
3	購入先の見積書	
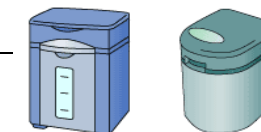
■決定通知＝町役場から交付、または不交付決定通知を郵送します。

■購入＝補助金交付決定通知書の決定の日から30日以内または平成28年3月31日（木）までのいずれか早い日までに販売店で購入してください。

※三股町内および都城市内の販売店から購入することが条件となっています。

個人からの購入や、インターネットのサイト上での購入は補助の対象となりません。

■実績報告・請求書提出＝

〈実績報告・請求書提出時に必要な書類〉

	必要書類	備　　考
1	補助金交付請求書	「補助金交付申請書」と同じ印かん（認め印可）を使用してください。 口座振込です。口座名義人は「補助金申請者」と同一となります。
2	領収書の原本 ※コピーをとります。	◎ 領収書には次の事柄が明記されている必要があります。 (1) 購入者氏名　※フルネーム、「補助金申請者」と同一人 (2) 日付　※記載の無いものは無効 (3) 購入金額（税込み）　※処理機本体の購入費（税込み）の記載のあるもの (4) 商品名　※機種名や型番などが記載されていること (5) 販売店名 (6) 販売店の住所 ※クレジットカードなどで購入の場合は、その証明となるもの（お客さま控えなど）
3	メーカー保証書の原本 ※コピーをとります。	販売店名が記載されているもの

■確定通知＝町役場から交付確定通知を郵送します。

■交付（補助金の支払い）＝補助金申請者の口座に補助金が振り込まれます。

※お問い合わせは、

環境水道課　環境保全係（☎５２―９０８２）にお願いします。

町公式サイトアドレス　http://www.town.mimata.lg.jp/

◆ 感電事故防止に努めましょう

１　こいのぼりや魚釣りは電線に触れない所で

次の点に気を付けましょう。

- ●こいのぼりや魚釣りは電線から十分に離れた所で行いましょう。
- ●もし、こいのぼりや釣り糸が電線に掛かった場合は、危険ですので自分で取らないでください。すぐに九州電力都城営業所までご連絡ください。

２　クレーン作業などを行う前に

次の点に気を付けて作業をしましょう。

- ●クレーン作業などを行う前には、付近の状況をよく観察し、電線路に接触する恐れがないかご確認ください。
- ●配電線の近くで作業を行う場合は、九州電力に連絡し、建設用防護管を取り付け、安全措置が取られた後に作業を行ってください。
- ●電線路近くの作業では、専任の監視者を準備し、単独作業を行わないでください。
- ●車両の移動を行う場合は、必ずブームの収納を行ってください。ダンプカーなどについては荷台が下がっていることを必ず確認の上、移動してください。
- ●もし、電線に接触したり、切断した場合は、危険ですのですぐに九州電力都城営業所までご連絡ください。

※お問い合わせは、
九州電力株式会社都城営業所（☎：０１２０－９８６－７０５）
にお願いします。
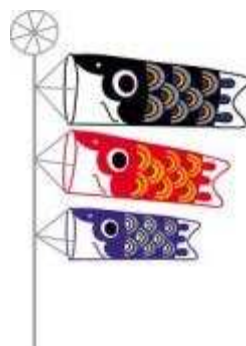
◆ ４月分から町税などの口座振替において再振替を実施します

三股町では、これまで各期２５日だけを口座振替日（２５日が土・日・祝日の場合は、翌営業日）として町税などの振替を行ってきました。

今回、利用者の利便性とサービス向上のため、４月分から**残高不足などの理由により、各期２５日に口座振替できなかったものについて、２回目の振替（「再振替」）を行うこと**にしました。

再振替は、各期２５日の翌月１０日（１０日が土・日・祝日の場合は、翌営業日）に行います。

なお水道料は今まで通り再振替を行います。

皆さんのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

■再振替を行う金融機関＝
宮崎銀行、宮崎太陽銀行、都城農業協同組合、都城信用金庫、ゆうちょ銀行、九州労働金庫、鹿児島銀行

■再振替対象＝
町税（固定資産税、軽自動車税、町県民税【普通徴収】）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、奨学資金償還金、保育料、住宅使用料

※口座振替についてのお問い合わせは、

町税関係	税務財政課 納税管理係（５２－９６３５）
介護保険料	福祉課 介護高齢者係（５２－９０６２）
奨学資金償還金	教育課 学校教育係（５２－９３１４）
保育料	福祉課 児童福祉係（５２－９０６０）
住宅使用料	都市整備課 建築係（５２－９０６６）
後期高齢者医療保険料	町民保健課 国保年金係（５２－９６３２）

◆ ２０歳までの日本脳炎の定期予防接種はお済みでしょうか

１８歳になる人で、日本脳炎の予防接種が不十分の人は、定期予防接種できる期間が、２０歳未満で終了してしまいます。第１期のみ接種している人、第１期の１回接種している人、または、１回も日本脳炎の定期予防接種を受けていない人など、希望すれば指定医療機関で受けることができます。母子健康手帳でご確認ください。

■予防接種対象者＝ 平成９年４月２日～平成１０年４月１日生まれ
■費用＝ 無料

接種スケジュール	
第１期 ・回数が不足している人 ・全く受けていない人	初回２回・追加１回（計３回）
第２期（１回）	第１期の終了後、１回

※平成７年４月２日～平成１９年４月１日生まれの人は、２０歳（ただし、誕生日の前日まで）になるまで、日本脳炎の定期予防接種を受けられます。

※母子手帳を紛失し、日本脳炎の接種履歴が不明という人は、お問い合わせください。

■指 定 医 療 機 関（三股町内） ※都城市内の指定医療機関で受けることもできます。

医 療 機 関 名	電話番号
たけしたこども医院	５１-０００５
田中隆内科	５２-０３０１
とまり内科外科胃腸科医院	５２-１１３５
長倉医院	５２-２１０９
畠中小児科医院	５２-６０００

※お問い合わせは、
町健康管理センター（☎：５２－８４８１）にお願いします。

◆ 町内在住小学生の入院に係る費用を４月から町が助成します

４月１日（水）から、町内在住の小学生が入院した際に係る医療費について、町による助成を開始しました。ただし、外来・調剤薬局分は対象外です。

■助成対象者＝
三股町内に居住する小学生
※ただし、生活保護法、児童福祉法および母子保健法などの法令により医療費を助成されている受給資格者については、そちらの助成が優先されます。

■助成内容＝
医療機関で入院に要した費用のうち、医療費の保険診療分の自己負担額から高額療養費および医療保険各法による付加給付を控除した額を助成します。ただし、食事療養費や、差額ベッド代など各種医療保険の対象とならないものは除きます。

■助成方法＝
入院した医療機関で保険証を提示し、退院時に一部負担金をお支払いください。その後、町福祉課へ申請してください。
先にお支払いいただいた入院に係る医療費が、保護者の指定する金融機関口座に振り込まれます。
※医療機関を受診後、１年以内に申請していただく必要があります。

■申請方法＝

申　請　先	福祉課 児童福祉係
申請に必要なもの	・印かん（認め印可） ・子どもの健康保険証 ・医療機関で保険診療額領収の証明されたものまたは領収書 ・保護者の通帳または金融機関口座の分かるもの

○乳幼児の助成はこれまでと同様に、入院・外来・薬局ともに保険診療分が無料になります。県内の医療機関などの受診時には乳幼児医療費受給資格証をご提示ください。ご不明な点など詳しいことはお問い合わせください。

※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（☎：５２－９０６０）にお願いします。

⑥　保健と福祉（一般）

◆「ギャンブル依存症者の家族のつどい」を実施します

ギャンブル依存症は心の病気です。ギャンブルによって、経済的・社会的・精神的な問題を生じているにも関わらず、やめることができない状態です。この時、家族もギャンブルの問題に巻き込まれ、悩み苦しみ、借金の返済に追われ、日常生活が破綻（はたん）します。

「ギャンブル依存症者の家族のつどい」では、ギャンブル問題を抱える家族が、悩み苦しみを分かち合い、勇気と元気をもらうためにグループミーティングを行っています。

下記の日程で開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	宮崎県内在住で、ギャンブル問題を抱える家族
内　容	家族ミーティングおよび情報交換
場　所	宮崎県総合保健センター　４階 団体交流室 （〒880-0032 宮崎市霧島１－１－２）
日　時	毎月　第１木曜日　午後１時３０分　～　３時３０分 ※この「つどい」で他の家族の方から聴かれたことは、秘密厳守をお願いします。

＜日　程＞
５月７日（木）、６月４日（木）、７月２日（木）、８月６日（木）、
９月３日（木）、１０月１日（木）、１１月５日（木）、１２月３日（木）、
平成２８年　１月　７日（木）、２月　４日（木）、３月　３日（木）

※お問い合わせは、
宮崎県精神保健福祉センター
〒880-0032
宮崎市霧島１－１－２ 宮崎県総合保健センター ４階
（☎：　０９８５－２７－５６６３）
（FAX：　０９８５－２７－５２７６）にお願いします。

※ギャンブル依存症者の家族・友人のための自助グループ、ギャマノンでもミーティングが行われております。詳しくはお問い合わせください。

◆ コンビニエンスストアで後期高齢者医療保険料を納付できるようになりました

全国のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）で後期高齢者医療保険料を納付できるようになりました。曜日や時間を気にるすことなく納めることができますので、ご利用ください。

なお金融機関などでの窓口納付や、納付の手間や納め忘れの心配がない便利・安心・確実な口座振替もこれまで通り可能ですので、ご活用ください。

取り扱いコンビニ	サークルＫ・サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど、納付書裏面に記載されているコンビニ
コンビニで使用できない納付書	・バーコードが印字されていない納付書 ・バーコードが読み取れない納付書 ・金額の訂正がある納付書 ・納期限が過ぎている納付書 ・納付書１枚当たりの金額が３０万円を超える納付書

※納付書は納期ごとに１枚の単票です。納付書に記載されている期別と納期限をご確認の上、１枚ずつ窓口にお出しください。また領収証書は必ず受け取り、コンビニから発行されたレシートをご確認の上、併せて大切に保管してください。
コンビニで納付した場合、町で入金を確認できるまでに数日間かかることがあります。

※お問い合わせは、
町民保健課　国保年金係（☎：５２－９６３２）にお願いします。

◆「介護保険福祉用具購入費」と「住宅改修費」の受領委任払いが可能になりました

介護保険を利用した福祉用具購入や住宅改修をするときは、購入・改修費用の全額をいったん事業者に支払い、その後に保険給付の対象となる金額の９割分が給付される償還払いが原則になっています。

町では、ことし４月から、希望する人について、利用者は１割負担分だけを事業者に支払い、残りの９割分は町が直接事業者に支払う受領委任払いの利用ができるようになりました。

●対象者

三股町の介護保険被保険者のうち、次のいずれにも該当する人

・要介護・要支援認定を受けている人

・介護保険料の滞納がない人

＊事業所によっては、受領委任払いを行っていない事業所もあります。
ご利用の際は、担当のケアマネージャーとご相談ください。

※お問い合わせは、
福祉課　介護高齢者係（☎：５２－９０６２）にお願いします。

⑧　農林畜産業関連

◆「２０１５年　春の農作業安全確認運動」を実施します

■期間＝春作業が行われる５月末まで

春の農繁期を迎え、農作業中の事故が増えるようです。宮崎県内でも年々事故数が減ってはいるものの、年間約３００件前後の農作業中の事故があり、そのうち１０件前後が死亡事故となっています。

農作業による事故発生の主な要因は、作業者の体調不良、機械の整備不十分、悪天候などで、これらの条件が積み重なり重大事故につながっているようです。このことから、次のことに取り組みましょう。

①一日の作業に入る前に準備運動を、作業後には整理運動を行い体調を整えましょう。
②作業に適した服装で行いましょう。
③ゆとりをもった作業計画に従い、適切な休憩を取りましょう。
④１人作業はできるだけ避け、声を掛け合って作業しましょう。
⑤機械・器具の使用の時は取扱説明書をよく読み、理解しましょう。
⑥機械・器具を用いる作業を行う場合には必ず事前に安全装置や防護カバーなどの安全装備を含めて点検を行いましょう。
⑦作業中の点検や詰まりの除去の時にはエンジンを必ず停止しましょう。
⑧機械の転倒、転落による重大事故が多発しているので、トラクターなど安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用しましょう。
⑨道路では、交通法規を順守し、安全運転に心掛けましょう。
⑩万一の事故に備えて、労働者災害補償保険に加入し、必要に応じて傷害共済など各種の任意保険にも加入しましょう。

※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係（３階 ⑫番窓口）
（☎：５２－９０８６）にお願いします。

◆ 農業者の皆さんへ

堆肥散布後の早めの耕運をしましょう

耕作地における堆肥などの悪臭やハエなどの苦情が、多く寄せられています。農業者の皆さんは完熟した堆肥を使用し、施肥後は早めに耕運しましょう。
また野焼きは、風向きなどに注意し、必要最小限にしましょう。特に住宅隣接農地については、周辺への配慮をお願いします。

◆ 町民（消費者）の皆さんへ

環境保全型農業へのご理解をお願いします

環境保全型農業（エコ農業）を行うには、堆肥などの使用が必要です。堆肥は、臭いを伴う場合もあります。また害虫防止のため、野焼きが必要となる場合があります。農業は本町の耕作地や食を守る大切な産業です。皆さんのご理解をお願いします。

※お問い合わせは、産業振興課　畜産振興係（３階 ⑫番窓口）
（☎：５２－９０８８）にお願いします。

◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃棄プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、累積したポイント数に応じて**「三股町商工会オリジナル商品券」**との交換事業を行っています。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却･不法投棄は法律で禁止されています。

適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加くださいますようお願いします。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。
①農業を営み、町内に居住していること。
②協議会の実施する処理要領（処理日、場所や分別など）を守ること。

◆５月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で、適正に処理することが義務付けられています。
☆５月の農業用廃プラスチックの処理業務を次の通り実施します。

項目	内容
日　時	５月７日（第１木曜日）　５月２０日（第３水曜日） ≪午後１時３０分～３時３０分≫ ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場　所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して２０㌔程度に結束して搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・㌔当たり　６円 ポリ系・・・㌔当たり　２３円 硬質プラスチック類・・㌔当たり　４１円
注意事項	★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。

※お問い合わせは、（事務局）産業振興課　農業振興係（３階 ⑫番窓口）
（☎：５２－９０８６）にお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例、国内では豚流行性下痢の発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録および立ち入り禁止

農場内への部外者立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
町産業振興課（町役場３階⑫番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、産業振興課　畜産振興係（３階 ⑫番窓口）
（☎：５２－９０８８）にお願いします。

⑨ 相　談

◆ 憲法週間行事を実施します

裁判所では、憲法記念日（５月３日）を中心とした５月１～７日までを「憲法週間」と定めています。

これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法務省、検察庁や弁護士会などの協力の下、ことしも次の通り憲法週間行事を実施します。

行　事　名	日　時	場　所
弁護士会、法務局および裁判所による「法律相談」「人権相談」「調停手続き案内」**（予約不要）**	**５月７日（木）午前１０時～正午**	都城地方合同庁舎２階会議室（都城市上町２街区11号）

※お問い合わせは、

・宮崎地方裁判所都城支部/宮崎家庭裁判所都城支部/都城簡易裁判所
（☎：２３－４１３１）

・宮崎地方法務局都城支局
（☎：２２－０４９０）にお願いします。

◆ 三股町福祉・消費生活相談センター内に「女性相談所」ができました

４月より「女性相談所」を開設します。女性がさまざまな心配事や悩み事など、一人ではどうしたらよいか分からないとき、相談員が一緒に考え、良き相談相手となり、問題解決のための助言や指導に当たります。
相談は無料です。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。

場　　所	北諸県郡三股町大字樺山３０６４番地５ 三股町福祉・消費生活相談センター内
相　談　日	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
開設時間	午前９時～正午、午後１時～４時
電話番号	５２―０９９９

◆「法律相談」（無料）を実施します

町社会福祉協議会では毎月第３火曜日に「法律相談」を実施しています。

期　　日	５月　１９日（火）
時　　間	午後１時３０分～４時３０分
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜（もり）」
内　　容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金融上のもめ事など、生活についての法律上のあらゆる相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申し込み方法	当日は**予約制**です。人数に制限がありますので、相談を希望する人はお早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。なお**秘密は固く守られます。**

※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会（☎：５２－１２４６）にお願いします。

◆ 行政相談委員をご存じですか

行政相談委員は、法律に基づき、総務大臣から委嘱された住民と行政のパイプ役です。無報酬で、行政に対する苦情や意見・要望などを受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

【行政相談員】（敬称略）
下石　年成、大村　田三吉

国の仕事、その手続きやサービスについて困っていることはありませんか。
相談は無料で、相談内容などの秘密は固く守られます。
お気軽にご相談ください。

※お問い合わせは、
総務課 行政係（２階　⑧番窓口）（☎：５２－１１１２）
または宮崎行政評価事務所（☎：０９８５－２４－３３７０）
にお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、**国の行政全般**について皆さんの意見、要望や苦情を聴いた上で、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。**国の仕事、その手続きやサービスについて困っていることはありませんか。**相談は無料、予約なしでお気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。
「行政相談」を次の通り実施しますので、お気軽にご相談ください。

期　　日	５月７日（木）・５月１８日（月）
時　　間	午前１０時～正午
場　　所	町総合福祉センター「元気の杜」
相談委員	下石　年成　、　大村　田三吉

※お問い合わせは、総務課 行政係（２階　⑧番窓口）
（☎：５２－１１１２）にお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。

＊ 予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談＝

期　日	５月７日（木）
時　間	午前１０時～午後３時
場　所	ＪＲ三股駅多目的ホール「Ｍ★うぃんぐ」
担　当　者	東秀美、柿原信知

■常設人権相談＝

日　時	平日の午前８時３０分～午後５時１５分
場　所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎５階相談室）
担　当　者	人権擁護委員・法務局職員

※ お問い合わせは、

・特設人権相談： 総務課 行政係（２階　⑧番窓口）
（☎：５２－１１１１・内線２３２）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局（☎：２２－０４９０）
にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

〇日　時：　毎日　午前９時～午後５時
（土・日・祝日は除きます）

〇場　所：　町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、社会福祉協議会（☎：５２－１２４６）にお願いします。